

ゆいごんじ いし たちあい

遺言時医師立会支援サービス

～相続を『争族』にしないために～

- ◆遺言作成に際し、医師が立ち合いの上、遺言者の認知機能や精神活動を評価！
- ◆診断書（医的証明書）発行にてその遺言内容を医的に担保します。
- ☆認知機能の改善策も提案可能！



① 「自筆証書遺言」の
医的担保

② 成年被後見人も
公正証書遺言
作成可！

→複数名の医師立会（民法973条）
手配支援も医師・櫻澤が提供中。
ご遠慮なくお問い合わせください

合同会社 パラゴン・遺言時医師立会支援センター

107-0062 港区南青山5-17-2-502

電話 03-6869-0698（平日9時～17時30分）

詳細はQRコードからHPを確認を→


